

十和田市児童虐待防止マニュアル（市民版）

—まわりの気づきで子どもと家庭を笑顔に—



子どもを虐待から守るための5か条



1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告してください）
2. 「しつけのつもり」は言い訳（子どもの立場に立って判断しましょう）
3. ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行しましょう）
4. 親の立場より子どもの立場（子どもの命を最優先しましょう）
5. 虐待はあなたの周りにも起こりうる（特別なことではありません）

（厚生労働省リーフレットより）

十和田市子育て世代親子支援センター

親権者による体罰が禁止されています。

親権者がしつけと考え「体罰」をしても、子どもの心身を傷つけ、心身の発達などに悪影響を及ぼす場合は、児童虐待です。

令和2年4月から、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律では、親権者の体罰禁止が明記されています。

児童虐待とは？

18歳未満の子どもに対し、以下の行為をすること。

身体的虐待

- ・ 殴る、蹴るなどの暴力
- ・ 熱湯をかける
- ・ タバコの火を押し付ける など



性的虐待

- ・ 児童ポルノの被写体にする
- ・ 性的行為を強要・そそのかす
- ・ 性器や性交を見せる など



ネグレクト

- ・ 適切な食事を与えない
- ・ 自動車内に放置する
- ・ 愛情遮断 など



心理的虐待

- ・ きょうだい間の差別がある
- ・ 子どもの前で配偶者（内縁関係含）に対し暴力を振るう など



ヤングケアラーとは？

本来大人が担うような、障害や病気のある家族の介護や年下のきょうだいの世話などにより、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものことです。ネグレクトや心理的虐待を受けている場合があります。

児童虐待が子どもに与える影響

子どもの心や体には、計り知れない深い傷が残ります。

身体的影響	けが、やけど、栄養失調、後遺障害、死亡など。
知的・認知的発達への影響	身体的虐待の後遺症による知的障害、落ち着いて学習できないなど。
人格形成への影響	強いおびえ、うつ状態、無感動、無反応、強い攻撃性、集中力のなさなど。

児童虐待を受けて育つと、自分の子どもに対して児童虐待をするなど、次の世代に引き継がれていくこともあります。

児童虐待はなぜ起こる？



児童虐待をする保護者たちは、子育ての悩みを抱え、地域から孤立、夫婦関係が不安定、子どもの特徴、家庭不和などの様々なストレスがあり、助けを求められずにいます。ストレスの要因が絡み合うと、児童虐待に発展しやすくなります。

児童虐待の発生予防するためにできることは？

保護者が息抜きの時間を持つ。深呼吸して気持ちを落ち着かせる。他にも、一人で悩まず、信頼できる人や相談機関へ相談することで、児童虐待の発生予防ができます。



家庭・地域での 児童虐待に気づくためのポイント

程度や頻度にもよりますが、まわりで、次のようなポイントに気づいた場合は、児童虐待の可能性ががあります。迷わず相談・通告先へご連絡ください。

 児童虐待(疑い)を発見したかたは、
通告義務があります！



親の様子	<input type="checkbox"/> 親族と疎遠 ^{そえん} で地域で孤立、支援に拒否的
	<input type="checkbox"/> 子どもの養育に拒否的、無関心
	<input type="checkbox"/> 子どもの年齢に合わない厳しいしつけや行動制限
	<input type="checkbox"/> 子どもをおどす、辱 ^{はずかし} める、無視や拒否的態度をする
	<input type="checkbox"/> 子どもに八つ当たりする
	<input type="checkbox"/> 子どもの夜間徘徊 ^{はいかい} などについて、見て見ぬ振りをする
	<input type="checkbox"/> 子どもの健康状態に関心が低く、受診させたがらない
	<input type="checkbox"/> 家族から暴力を受けている
子どもの様子	<input type="checkbox"/> いつも泣き叫ぶ声や叩かれる音が聞こえる
	<input type="checkbox"/> 極端な栄養障害や発達の遅れ(低身長、低体重、急な体重減少等)
	<input type="checkbox"/> 衣服や体が非常に不潔、季節に合わない服装
	<input type="checkbox"/> いつも空腹で、異常な食欲がある
	<input type="checkbox"/> ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定
	<input type="checkbox"/> 気力がない、表情が少なく活気がない
	<input type="checkbox"/> 保護者や大人の顔色をうかがう、おびえる
	<input type="checkbox"/> 家に帰りたがらない

※上のポイントは、当てはまる項目の多少によって児童虐待かどうかを判定するものではありません。

「児童虐待かな？」と思ったら、

すぐに下記相談・通告先に連絡しましょう！

あなたの **1本の電話** で救われる子どもと保護者がいます



名前	電話番号	受付時間
十和田市子育て世代親子支援センター	0176-51-6734	8:30～17:15
七戸児童相談所	0176-60-8086	8:30～17:15
子ども虐待ホットライン	0120-78-6552	24時間
十和田警察署	0176-23-3195	24時間

児童相談所虐待対応ダイヤル『^{いちはやく}189』24時間受付 お近くの児童相談所につながります。

- ※子どもの安全を第一に、通告者や相談内容についての秘密を守ります。
- ※調査の結果、児童虐待がなかったとしても責任を問われることはありません。
- ※生命に危険がある場合は、警察（110番）や救急車（119番）へ通報してください。

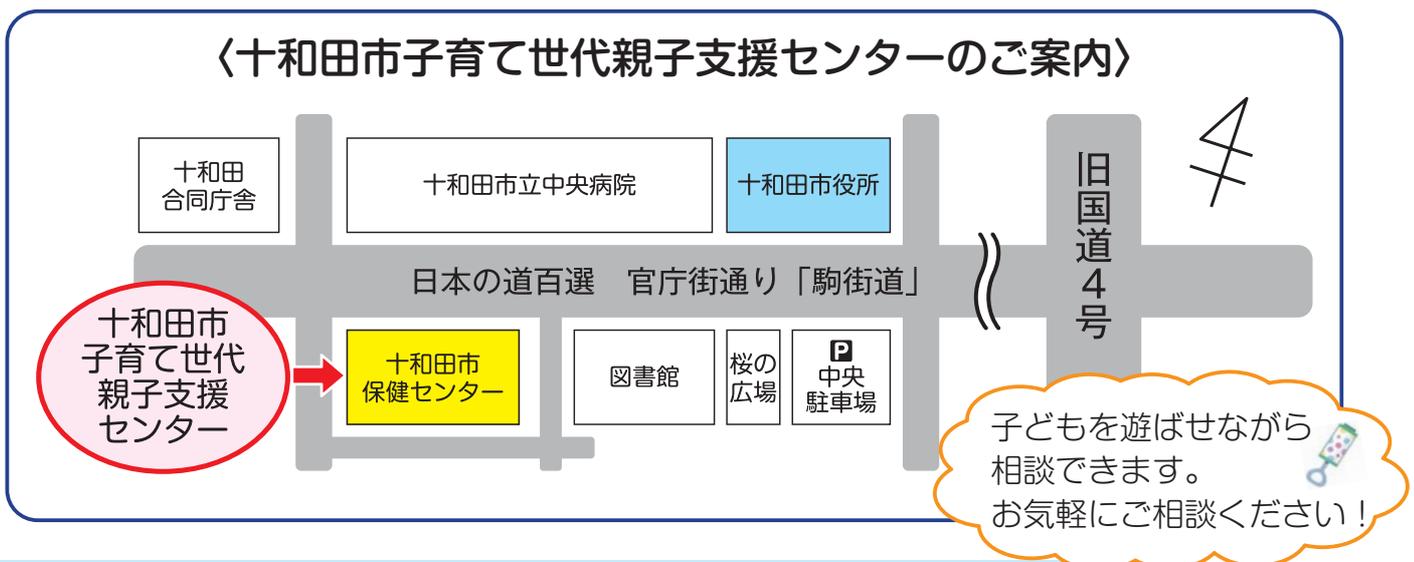
相談・通告の時には何を伝えたいの？

以下のような情報が重要です。不明な点があっても構いませんが、分かる範囲でお伝えください。

- ・ 児童虐待を受けている（を受けていると思われる）子どもについて
名前、年齢、性別、住所、保護者や家族の状況
- ・ 児童虐待の内容
誰から、いつ、頻度



〈十和田市子育て世代親子支援センターのご案内〉



発行 十和田市子育て世代親子支援センター（十和田市保健センター内）
令和2年4月 初版発行
令和3年4月 第2版発行

住所 〒034-0081 十和田市西十三番町4-37

受付 8:30～17:15 月～金曜日（土、日、祝日は休み）

TEL 0176-51-6734 FAX 0176-25-1183

